

2021年5月

教職員組合規約

| | |
|-----------------------|----|
| 信州大学教職員組合規約 | 2 |
| 役員選挙および全組合員投票に関する規程 | 10 |
| 中央代議員および支部役員の選出に関する規程 | 12 |
| 組合費および支部運営費についての規程 | 13 |
| 救済基金の積立と運用に関する規程 | 15 |
| 旅費および日当に関する内規 | 16 |
| 組合職員の雇用に関する内規 | 18 |
| 中央執行委員会の運営に関する要項 | 19 |
| 選挙管理委員会の運営に関する要項 | 21 |

信州大学教職員組合

信州大学教職員組合規約

規程

- ・規約に基づき，組合業務遂行上必要な事柄を定めたもの。
- ・制定および改変に代議員会の決議を必要とする。
- ・規約を組合員に配布する場合は一緒に付ける。

内規

- ・規約に基づき，組合業務遂行上必要な事柄を定めたもの。
- ・制定および改変に代議員会の決議を必要としないが，報告を必要とする。
- ・印刷費節約などの理由で，規約を組合員に配布する場合に省くことができる。組合員から求められれば開示する。

細則

- ・規程や内規に基づき，組合業務遂行上必要な事柄を定めたもの。
- ・制定および改変に代議員会の決議が必要ないが，報告を必要とする。
- ・印刷費節約などの理由で，規約を組合員に配布する場合に省くことができる。組合員から求められれば開示する。

要項

- ・規約，規程，細則と矛盾しない限り，役員が組合業務遂行上必要な事柄を定めることのできる臨時的な取り決め。
- ・組合員から求められれば開示する。

信州大学教職員組合規約

(前文)

われわれは、信州大学における教育・研究・医療に関わる労働者として、日本国憲法の保障する基本的人権の発展を図りつつ、教育・研究・医療を発展させる活動を通じて、経済的、社会的、文化的小よび政治的に向上することを目指して労働組合を結成し、信義と友愛の精神で固く団結する。

第1章 総則

(名称)

第1条 この労働組合は信州大学教職員組合(以下「組合」)という。

(事務所)

第2条 組合は事務所を松本市旭 3-1-1 信州大学内におく。

(構成)

第3条 この組合は、正規・非正規を問わず、信州大学に働く労働者で組織する。但し、労働組合法第2条第1項に該当する者(直接人事権をもつ管理職にある者など)は組合に加入することができない。

- 2 以下に掲げる者は、組合員になることができない。① 学長、副学長 ② 理事、監事 ③ 研究科長、学部長等、およびこれに準ずる者 ④ 部長、人事・総務・職員担当の課長。ただし、この範囲について疑義のある場合は執行委員会で決定する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 組合は、組合員の経済的、社会的、政治的小よび文化的地位の向上を図り、併せて信州大学の民主的发展を期することを目的とする。

(事業)

第5条 組合は全上の目的を達するために、次の事業を行う。

- ① 賃金、労働条件の向上、その他労働者の生活を守ること。
- ② 組合活動の自由を確保し、労働者の権利を守ること。
- ③ 学問・思想の自由、教育・研究・医療の发展および大学の民主的運営に関し、大学当局等に対して要望・勧告すること。
- ④ 共済活動などを通じて組合員の福利と健康を増進すること。
- ⑤ 組合員の教養・技能の向上・増進に関すること。
- ⑥ 組合員の交流・親睦・レクリエーションに関すること。
- ⑦ 機関紙等を発行し、労働条件や大学・教育についての情報を交換すること。

- ⑧ その他、組合の目的達成に必要な事項.

第3章 組合員

(加入)

第6条 この組合への加入にあたっては、氏名、職場、連絡先等の必要事項を明示して組合事務所に文書(または電子情報)で申し込むものとし、中央執行委員会の承認を得て、権利と義務が発生する。

(資格喪失)

第7条 組合員は次の場合に資格を喪失する。

- ① 退職、脱退、除名、死亡したとき
- ② 第3条の但し書きに該当した場合

(脱退)

第8条 脱退を希望するものはその旨を文書で組合事務所まで届けなければならない。脱退により、組合に対する一切の権利はなくなる。また、組合への債務がある場合には脱退の際に完済しなければならない。

(組合員の権利及び義務)

第9条 組合員は労働組合のすべての活動に参加する権利、および均等の取り扱いを受ける権利を有する。

2 組合員は以下の権利を有する。

- ① 代議員、中央執行委員、支部委員等の組合役員を選挙し、またこれらについて選挙されること。また、重要事項に関して投票で意志を表明すること。
- ② 中央代議員会、中央執行委員会および選挙管理委員会等に意見を申し出ること。
- ③ 活動報告書、会計書類を閲覧し、会計監査の公表を求めること。
- ④ 組合の管理する各種の施設を利用し、各種の催し物に参加すること。
- ⑤ 組合活動によって不利益を受けた場合に救援を受けること。
- ⑥ 組合員はいかなる場合においても、人種・宗教・性別・門地または身分によってその資格を奪われることはない。

3 組合員は以下の義務を有する。

- ① 中央代議員会で定める組合費その他の費用を納入すること。
- ② 中央代議員会、および中央執行委員会の決定や決議に従うこと。
- ③ 組合規約を遵守し、組合の健全な発展に協力すること。

4 中央代議員会の議決により除名された者は、同会の承認により組合員の地位を回復する。また組合費の滞納により除名された者は、滞納組合費を完納することにより、組合員の地位を回復する。

(賞罰)

第10条 組合の活動において著しく貢献のあった組合員および役員を顕彰する。顕彰の制

度および手続きは別に定める。

- 第 11 条 組合員であつて、規約に違反し、もしくは組合の統制を乱し、または組合の名誉を汚した者は、中央代議員会の議決により権利の停止、または除名等の処分を受けることがある。
- 2 役員であつて不適任と認められる者は、中央代議員会の議決によって解任される。
 - 3 第 1, 2 項に該当する場合は、中央代議員会は、代議員会が指名する調査委員会、または中央執行委員会に、事実関係の調査結果と処分案の提案を求めなければならない。中央代議員会は制裁を受けようとする者の弁明を聴取してからでなければそれを決議してはならない。
 - 4 第 1, 2 項の処分を受けた者が、決定に不服のある場合は、1 ヶ月以内に中央代議員会に抗告を行うことができる。ただし、除名処分にあつては、組合員の 5 分の 1 以上の者がその措置を不当と認めて請求したときは、中央代議員会において再審議する。
 - 5 組合員であつて 3 ヶ月以上組合費を滞納した者には、組合員としての権利の一部(第 9 条 2 項①)を停止する。権利は、滞納組合費を完納した時点で回復される。

第 4 章 組織及び機関

(支部)

- 第 12 条 組合は第 3 条に定める組合員によって構成される単一組合とする。ただし、原則として事業場、部局または職域別に組織される支部をおく。
- 2 支部は、事業場、職場の共通性を基礎にして設置されるが、設置に当たっては中央代議員会の承認を必要とする。
 - 3 支部はこの組合規約の範囲内でそれぞれの支部規約その他必要な規則を定めることができる。
 - 4 支部はこの規約の範囲内で、自立的な財政をもち、自主的に活動することができる。
 - 5 ただし、職域単位で支部を結成できない場合には、いくつかの職域をまとめた支部を構成することができる。
 - 6 支部には支部委員長のほか若干名の支部委員をおく。支部委員長は支部を代表するものとし、その選出方法、役割、任期等については別に定める。

(機関)

第 13 条 組合に次の機関をおく。

中央代議員会、中央執行委員会、職種または階層別部会、監査委員会、事務局および選挙管理委員会。

(中央代議員会)

第 14 条 中央代議員会は組合の最高決議機関であつて、代議員で構成する。ただし、特に第 15 条第⑦、⑧号に定める重要事項については、中央代議員会の議を経て、組合員

の無記名直接投票によって決定しなければならない。直接投票の手続きは別に定める。

- 2 中央代議員会は、毎年5月に中央執行委員長が招集して開催する。ただし、次の場合は、臨時に招集しなければならない。(以下毎年5月に開催される中央代議員会を「定期大会」という)
 - ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
 - ② 監査委員会が組合財政や活動状況に関して開催を要求したとき。
 - ③ 組合員の20分の1以上が要求したとき。
 - ④ 3支部以上が議題を示して開催を要求したとき。
- 3 中央代議員会の議長および書記は出席代議員の互選により選出する。
- 4 各支部は組合員20名に1名の割合で中央代議員を選出する。ただし、組合員数が20名に満たない支部でも代議員を1名選出することができる。20名を超える端数は切り上げて、代議員数を1名増やす。中央代議員の選出は、無記名の直接選挙によらねばならない。その選出方法は別に定める。
- 5 中央代議員会を招集する場合は、開催の日時・場所・議題を、原則として1週間以上前に通知しなければならない。
- 6 中央代議員会には中央執行委員会の役員は出席しなければならない。中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならないが、決議に参加することはできない。

(中央代議員会の審議事項)

第15条 次の事項は中央代議員会で審議し、決定しなければならない。

- ① 運動方針の決定および事業報告
- ② 予算および決算の承認
- ③ 組合費および支部運営費の改定
- ④ 中央執行委員会役員および監査委員の選出
- ⑤ 労働協約の締結に関する事
- ⑥ 争議行為の開始と終結に関する事
- ⑦ 同盟罷業(ストライキ)に関する事。なお、これの行使にあたっては全組合員の無記名直接投票により、有効投票数の過半数の賛成を必要とする。
- ⑧ 組合規約および規程の制定および改廃。なお、規約改定のためには全組合員の無記名直接投票により、有効投票数の過半数の賛成を必要とする。
- ⑨ 組合員および役員の賞罰
- ⑩ 組合基金の流用および重要な組合資産の処分
- ⑪ 支部、部会の設置および廃止
- ⑫ 他の組合や団体との連合、またはそれへの加入およびそれからの脱退
- ⑬ その他組合員を拘束する重大な事項

(中央代議員会の成立条件)

第 16 条 中央代議員会は代議員総数の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で決定する。委任状は出席代議員 1 名につき 1 名分だけを認める。ただし、前条第⑦、⑧号および第⑫号の決定については有効投票数の過半数の賛成を要する。なお、前条第④号の役員選出手続きは別に定める。第 27 条に定める役員は議決権を有しない。

- 2 組合規約および規程以外の制定および改廃は、中央執行委員会の議を経て実施する。

(中央代議員会の議事運営)

第 17 条 中央代議員会は代議員の互選により議長、副議長各 1 名、書記 2 名を選出する。任期はその会期中とする。議長は議事を整理し、議場の秩序を維持する。副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはそれを代行する。書記は議事録を作成する。組合員は中央代議員会にオブザーバーとして参加する権利を有し、議長の許可を得て発言することができる。

(中央執行委員会)

第 18 条 中央執行委員会は原則として月 1 回開催し、次の定期中央代議員会までの組合業務の執行にあたり、中央代議員会に対してその責任を負う。

(中央執行委員会の構成)

第 19 条 中央執行委員会は第 27 条に定める役員(ただし監査委員を除く)をもって構成し、中央執行委員長が原則として月 1 回招集する。また、必要に応じ臨時招集することもできる。

(中央執行委員会の成立要件)

第 20 条 中央執行委員会は構成役員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。委任状は認めない。

(中央執行委員会の議事と議決)

第 21 条 中央執行委員会は中央執行委員長が議長になり、議決は出席役員数の合意を原則とする。止むを得ない時は採決を行ない、出席役員数の 3 分の 2 以上の多数決により議決する。

(中央執行委員会の任務)

第 22 条 中央執行委員会は、第 27 条に定める 3 役及び中央執行委員で構成され、以下の活動を行う。

- ① 大学当局との団体交渉
- ② 争議権の行使および解除の決定
- ③ 中央代議員会の決定事項の執行
- ④ その他、中央執行委員会として必要な任務

(事務局)

第 23 条 事務局は事務局長と若干の中央執行委員および組合職員で構成され、中央執行委員会の決定に基づいて、日常的に組合の運営にあたる。

(職種または階層別部会)

第 24 条 組合に組合員の相互協力を深め、職種ごとに異なった要求の実現を図るため、職種または階層別の部会(以下「部会」という)をおくことができる。

- 2 部会は中央代議員会の議決によって設置され、この組合同規約の範囲内でそれぞれの部会規約、その他必要な規則を定める。

(監査委員会)

第 25 条 監査委員会は、第 27 条に定める監査委員で構成され、次の業務を行う。

- ① 組合の資産および会計を年 1 回以上監査するとともに、会計年度の終了時には、決算の審査を行い、その結果を定期大会で報告する。
- ② 財政的な面からの提言を行うとともに、財政上の不正や重大な疑義を発見したときは、ただちに中央執行委員会に報告するとともに、必要に応じて中央代議員会の開催を要求する。

(選挙管理委員会)

第 26 条 選挙管理委員会は、定期大会における互選に基づいて組織され、次の業務を行う。選挙委員会の構成および選挙手続きは別に定める。

- ① 役員選挙および全組合員投票の公示および結果の発表に関すること。
- ② 立候補の受理、資格審査および候補者氏名の発表に関すること。
- ③ 投票および開票の管理ならびに立会人の指定に関すること。
- ④ 投票の有効無効の判定および当選者の決定と発表に関すること。
- ⑤ その他選挙管理に必要な事項。

第 5 章 役員

(役員の種類と人数)

第 27 条 この組合には次の役員をおく。

中央執行委員会

| | |
|----------|-----|
| 中央執行委員長 | 1 名 |
| 中央執行副委員長 | 1 名 |
| 事務局長 | 1 名 |

(以上を 3 役と略称する)

| | |
|--------|--------------------------|
| 事務局次長 | 若干名 |
| 中央執行委員 | 各支部 1 人以上とし、具体的人数は別に定める。 |

監査委員会

| | |
|------|-----|
| 監査委員 | 2 名 |
|------|-----|

但し、3 役、中央執行委員、監査委員を兼務することはできない。

(役員を選出)

第 28 条 前条に定める役員を選出は、組合員による無記名投票によらなければならない。ただし事務局次長は、中央執行委員長の必要とする時、新たな期の中央執行委員会の推薦により、本人が了承した場合に任命することができる。また必要に応じて、組合員以外の専門家を若干名に限り役員に選ぶことができる。選挙手続きは別に定める。

(役員の仕事)

第 29 条 役員の仕事は次の通りとする。

- ① 中央執行委員長は組合を代表し、第 22 条に定める活動の責任を負う。
- ② 中央執行副委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- ③ 事務局長は組合事務局を統括し、この組合の日常的業務を執行する。
- ④ 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代行する。
- ⑤ 中央執行委員は中央執行委員会に出席し、第 35 条に定める各専門部の業務に従事するとともに、この組合の運営と発展に尽力する。
- ⑥ 3 役及び中央執行委員の役割分担は別に定める。

(役員の任期)

第 30 条 役員の任期は 1 年とし、毎年 5 月に改選する。但し、再選を妨げない。臨時改選の役員の任期は前任役員の残任期間とする。

- 2 役員は任期満了後であっても、後任が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 役員は他の役員の地位を兼ねることができない。
- 4 役員に欠員が生じた時はできるだけ速やかに補充する。その方法は別に定める。

(専従役員および組合職員)

第 32 条 中央執行委員会は第 27 条に定める役員のうち、若干名を専従役員とすることができる。

第 33 条 中央執行委員会は書記などの組合職員をおくことができる。その待遇に関しては別に定める。

- 2 組合職員は、事務局長の指示により業務に従事する。

(旅費および手当)

第 34 条 役員および中央代議員、組合職員、支部委員等の旅費や手当に関する規程は別に定める。

(専門部会)

第 35 条 この組合は、その日常的業務を遅滞なく執行するために、事務局の下に各種の専門部会をおくことができる。各専門部会は、事務局の方針と計画に従って運営される。

- | | | |
|----------------------------|------------|------------|
| (1) 賃金・人事対策部 | (2) 文化・情宣部 | (3) 企画調査部 |
| (4) 婦人部 | (5) 教研部 | (6) 日教済 |
| (7) 組織・財政部 | (8) 事務職員部 | (9) 非常勤職員部 |
| (10) 技術職員部 | (11) 図書館部 | |
| (12) その他(中央執行委員会で必要と認めたもの) | | |

第6章 財政

(経費)

第36条 この組合の経費は組合員の会費および寄附金、その他の収人をもってこれに充てる。

- 2 支部は独自に支部会計を設けることができるが、経理内容を毎年度支部組合員に対して公表しなければならない。
- 3 この組合の予算および会計経理について必要な手続きは別に定める。
- 4 寄付金の収受は中央執行委員会または中央代議員会の承認を要する。

(会費および支部運営費)

第37条 組合員の会費および支部運営費の金額については、中央代議員会の議を経て別に定める。

(会計年度および会計監査)

第38条 この組合の会計年度は5月1日から翌年4月30日までとする。会計状況については随時監査委員の審査を受けるとともに、毎年度の会計決算は、中央代議員大会に報告しなければならない。

第7章 解散

(解散)

第39条 この組合を解散しようとする場合は、全組合員の無記名直接投票により全組合員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

附則 この規約は昭和37年4月22日より発効する。

改正 昭和39年9月20日

〃 昭和46年5月29日

〃 昭和47年5月20日

〃 昭和51年5月15日

〃 昭和54年5月12日

〃 1993年10月23日

〃 2004年3月6日

〃 2015年6月10日

” 2017年3月29日

” 2021年5月15日

役員選挙および全組合員投票に関する規程

(目的)

第1条 この規程は組合規約第14条第1項, 16条第1項, 26, 28条, 30条第4項に基づいて定めるもので, 役員選挙および全組合員投票はこの規程に従って遂行されるものとする。

(選挙管理委員会)

第2条 中央代議員会は選挙事務を行うために選挙管理委員会を設ける。

- 2 選挙管理委員は定期大会において, 中央代議員の中から, 少なくとも各支部から選出された代議員を1名以上含むように互選する。正副選挙管理委員長は選出された委員の中から互選で決定する。
- 3 選挙管理委員の任期は次期の定期大会で新しい選挙管理委員が選出されるまでとする。
- 4 選挙管理委員は組合規約第27条で定める役員の候補者となることができない。候補者となる場合には選挙管理委員を辞任しなければならない。
- 5 選挙管理委員会は次の業務を行う。
 - ① 役員選出のための無記名直接投票の実施
 - I 選挙の告示と立候補の受付。
 - II 候補者の資格審査を行い, 投票日の1週間以上前に, 氏名, 年齢, 所属, 経歴, 所信などを公表すること。
 - III 有権者名簿を作成し, 投票用紙等の用意をおこなうこと。
 - IV 投票所を管理し, 投票に立合うこと。
 - V 投票数の確認, 有効, 無効の判定, 候補者の得票の算定, 開票結果および当選者の発表を行うこと。
 - ② 組合規約第15, 39条に定める重要課題についての全組合員投票の実施
 - I 全組合員投票の告示(投票場所, 日時, 投票課題の整理と公表)。なお, 公示は投票の1週間以上前に行わなければならない。
 - II 組合員名簿の整理と有権者の公表。
 - III 投票所の設定と管理。
 - IV 開票と結果の公示。
- 6 選挙管理委員会は上記の業務を遂行するに当たって必要となる補助者を選任して, 選挙管理の任にあたらせることができる。

(選挙権者)

第3条 組合費未納等(組合規約第11条第5項)によって組合員の権利を制限されている者を除く全組合員は選挙権を有する。止むを得ない事由により投票期間中に投票できない場合は選挙管理委員会の監督の下に不在投票することができる。

- 2 ただし, 選挙権者および選挙権者の人数は, 定期の改選にあつては4月10日時点

での組合員とする。臨時の選挙および全組合員投票にあつては、その実施月の前月の初日(1日)における組合員とする。

(選挙期間)

第4条 役員の選出は毎年4月の特定の一週間内に設定して、全事業場で同時に行う。その際に、中央代議員の選出および支部の役員選挙を同時に行っても良い。

(投票の方法)

第5条 中央執行委員長、中央執行副委員長、事務局長、中央執行委員および監査委員の各役職に分けて、それぞれの定数を連記数とする連記無記名投票で役員の選出を行う。全組合員投票にあつたつては無記名直接投票とし、白票も有効投票に数える。

(当選・可決の決定)

第6条 中央執行委員会3役の当選は有効投票数の過半数とし、過半数に至らない場合は上位得票者2名で決選投票を行う。得票数が同数の場合はくじ引きにより決定する。

2 他の役員の当選決定は有効投票数の3分の1を最低得票数とし、上位者より順次決定する。得票数が同数の場合はくじ引きにより決定する。

3 組合役員の候補者がそれぞれ定員内の場合は、信任投票により有効投票数の過半数をもって当選とする。

4 全組合員投票においては、それぞれの案件に規定された得票率をもって可決とする。

(補充選挙)

第7条 規約第30条第4項に基づく、規約第27条の役員の補充選挙を行う場合にはこの規程を準用する。ただし、定例の役員選挙の終了後3ヶ月以内に3役以外の欠員が生じた場合には、次点者を繰上げ当選とする。

(その他)

第8条 この規程に定められていないその他の選挙に関する必要事項は選挙管理委員会が定める。

第9条 この規程の変更は、中央代議員会の議を経て、全組合員投票によらなければならない。

附則 この規程は昭和37年4月22日より発効する。

改正 昭和47年5月20日

〃 2004年3月6日

〃 2015年5月23日

中央代議員および支部役員の選出に関する規程

第1条 この規程は組合同規約第14条4項および第31条に基づいて、支部における中央代議員および支部役員の選出方法を定めるものである。

第2条 中央代議員および支部役員の選出は、支部選挙管理委員会のもとの無記名直接投票によらねばならない。

第3条 支部は選挙業務を行うために支部選挙管理委員会を設ける。

2 支部選挙管理委員会は支部選挙管理委員長1名および支部選挙管理委員若干名をもって構成する。支部選挙管理委員は中央代議員会が選ぶ選挙管理委員と重任することを妨げない。

3 支部選挙管理委員会の任期は次期の新しい支部選挙管理委員が選出されるまでとする。

4 支部選挙管理委員が支部役員または中央代議員の候補者となった場合には支部選挙管理委員を辞退しなければならない。

5 支部選挙管理委員会は次の業務を行う。

- ① 選挙の告示および立候補の受付
- ② 候補者の資格審査を行い、氏名、年齢、所属、経歴などを事前に公示すること。
- ③ 有権者名簿の作成、投票用紙の作成と管理
- ④ 投票所の設置と管理、および、投票への立合い
- ⑤ 投票数の確認、有効、無効の判定、候補者の得票の算定、開票結果および当選者の発表。

第4条 支部役員の任期は1年とし、毎年4月に改選する。その任期は4月に開催される支部大会から次年度の支部大会までとする。但し、再選を妨げないが、再選は連続3期までとする。

2 支部役員は任期満了後であっても、後任が就任するまでその職務を行うものとする。

3 支部役員および中央代議員に欠員が生じた時はできるだけ速やかに補充する。その場合この規程を準用する。但し、支部役員および中央代議員選挙の終了後3ヶ月以内に欠員が生じた場合には、次点者を繰上げ当選とする。

4 臨時改選の支部役員および中央代議員の任期は前任委員の残任期間とする。

附則 この規程は2004年3月6日から施行する。

改定 2015年5月23日

組合費および支部運営費についての規程

- 第1条 この規程は、組合規約第37条に基づいて、組合員の会費(以下「組合費」)および支部運営費を定めるものである。
- 第2条 組合費の月額、毎年5月1日における本人の職種および職務の級に基づいて決まる次の額とし、年の途中で変更しない。
- 「教育職俸給表(一)」適用者
職務の級から1を引いた数に¥300を掛けた額に¥1,000を加えた合計額
 - 「特定教員就業規則」適用者(テニユア・トラック教員, 特任教員) ¥500
 - 教育職俸給表(二)(三), 一般職基本給表, 技能職基本給表(技能職員), 医療技術職基本給表(薬剤師, 栄養士, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 診療エックス線技師, 衛生検査技師, 臨床工学技士, 理学療法士, 作業療法士, 視能訓練士, 言語聴覚士, 歯科衛生士, 歯科技工士, 臨床心理士, 診療情報管理士, 社会福祉士), 看護職基本給表(保健師, 助産師, 看護師, 准看護師) 適用者
職務の級から1を引いた数に¥200を掛けた額に¥1,000を加えた合計額
 - 非常勤職員 ¥500
 - 「教育職俸給表(年俸)」適用者は、当該組合員の職位に対応する標準的な職務と同等の標準的な職務にある教育職俸給表(一)適用者の職務の級をその組合員の職務の級とし、職務の級から1を引いた数に¥300を掛けた額に¥1,000を加えた合計額
- 第3条 組合費の納入方法は、銀行引き落とし、給与からの控除のいずれかとし、納入先は組合本部または支部とする。
- 組合費は原則、月額を毎月1回で納入するものとする。
 - 組合本部および支部の判断で、複数月分の組合費をまとめて納入することができるとする。
 - 前項で、複数月分の組合費をまとめて納入する場合において、組合員が途中退会をし、前納分の組合費が生じた場合、その前納分の扱いは納入先の判断で決められるとする。
- 第4条 組合本部は、組合費の1/4相当額を支部運営費として支部に交付する。
- 支部に納入された組合費は、支部単位でまとめて組合本部に納入する。
 - 支部から組合本部への組合費の納入月額は、毎年5月1日時点の支部の組合員数に基づいて定める。
 - 支部は、前項の月額を原則2ヶ月ごとに組合本部に収める。
 - 支部の財務状態に応じて、第3項の月額を複数月分をまとめて納めることができる。ただし、会計年度を跨いでまとめることはできない。
 - 組合員が組合本部に直接組合費を納入した場合、第3項の月額からその分を差し引いた額を収める。

第5条 支部は支部に会計担当者をおき，独自会計について年度ごとの収支を報告しなければならない。

第6条 この規程による会計の運用は 2018 年 5 月 1 日から始まる会計年度から施行し，今後の財務状態の変化に合わせて見直すものとする。

附則 この規程は 2004 年 3 月 6 日から施行する。

改定 2015 年 5 月 23 日

改定 2018 年 2 月 19 日

改定 2020 年 7 月 27 日

救済基金の積立と運用に関する規程

- 第1条 信州大学教職員組合は、労働争議に起因する組合員の賃金カット等の不利益処分を保障するために、また、労働条件を巡る裁判闘争等のために備えて、当面500万円を目標として救済基金の積立を行う。
- 第2条 毎年の積立額は、各年度の財務状況にあわせて適切な金額に設定する。
- 第3条 救済基金の取り崩しと運用については、中央執行委員会の議決を経て行い、中央代議員会での承認を得る。

附則 2005年5月28日 第45期中央代議員会制定

改定 2015年5月23日

旅費および日当に関する内規

第1条 この内規は組合同約第34条に基づき、組合員および中央執行委員会が必要と認めた者が組合用務のため出張する場合に支給される費用について定める。

第2条 この内規に定める旅費種別はつぎのとおりとする。

① 電車賃および車賃については別表に定める実費を支給する。別表に定めがない場合には、所属キャンパスを起点として目的地までの最速の交通手段を用いた場合の実費とする。これには、特急料金、急行料金、指定席料金を含むが、グリーン料金等の特別料金は含まない。航空便等を利用した場合にも航空券金額にもとづく実費とする。

② 日当および宿泊費については次に定める額とする。

| | |
|-------|---------|
| 県内1日当 | ¥800円 |
| 県外1日当 | ¥1,000円 |
| 宿泊料1泊 | ¥8,000円 |

但し、4時間以内の出張については日当は半額とする。

第3条 この内規に明示していない事項については中央執行委員会にはかり、中央代議員会の承認をうけるものとする。

2 全大教の会議等への参加者で、全大教から旅費を支給されない者の旅費については、当該旅行者の所属キャンパスを起点として全大教の旅費規程に基づいて計算した金額を支給する。

3 全大教の会議等への参加者で、全大教から旅費を支給される者の旅費について、当該旅行者の所属キャンパスを起点として全大教の旅費規程に基づいて計算した金額より全大教から支給される金額が少なかった場合には、組合からその差額を補う。

附則 この内規は2004年3月7日より施行する。

2 2004年5月15日に中央執行委員会において制定

3 2006年9月2日中央執行委員会において改定

4 2008年9月長野、上田からの県外出張の場合は新幹線利用適用

5 2014年7月 消費税率変更に伴う金額の変更

部局間の移動に伴う旅費は国立大学法人信州大学旅費細則第20条を基本とする。

(2007年5月12日中央執行委員会で既に決定済み)

全大教の会議等への参加者の旅費に関する項目を追加

6 2015年5月23日改定

別 表

県内・県外旅費標準表

県内(部局間) (表の金額は平成 26 年 7 月現在)

| | | | | | |
|----|----|--------|--------|--------|--------|
| | 松本 | 教育 | 工学 | 繊維 | 農学 |
| 松本 | | ¥1,510 | ¥1,510 | ¥1,740 | ¥1,460 |
| 教育 | | | ¥320 | ¥920 | ¥2,000 |
| 工学 | | | | ¥940 | ¥2,020 |
| 繊維 | | | | | ¥2,790 |
| 農学 | | | | | |

表の金額は片道(各キャンパスから JR の駅, JR 料金(松本駅まで), 松本駅から信大前)にかかる金額で, その 2 倍の額に日当¥800 を加算する。

(中央執行委員会申し合わせ事項)

- * 農学部は大学から伊那駅まで遠いため伊那バスの区間料金を加算する。
- * 信州大学の旅費基準表を基にしているため, 大学の旅費が改定された時点で改正する。
- * 工学部は教育学部と同額にする。
- * 交通機関の料金改定に合わせて旅費額を改正する。

県外(1 日の場合)

| 区 間 | (運賃 + 特急(指定)) × 2 + 日当 | 計 |
|---------|--|-----------|
| 松本 — 東京 | (¥4,000 + ¥3,100) × 2 = ¥14,200 + ¥1,000 | ¥15,200 円 |
| 伊那 — 東京 | (¥4,000 + ¥3,100) × 2 = ¥14,200 + ¥1,000 | ¥15,200 円 |
| 上田 — 東京 | (¥3,350 + ¥3,520) × 2 = ¥13,740 + ¥1,000 | ¥14,740 円 |
| 長野 — 東京 | (¥4,000 + ¥4,100) × 2 = ¥16,200 + ¥1,000 | ¥17,200 円 |

- * 宿泊料 1 泊¥8,000 円
- * 日当 1 日¥1,000 円 (2006 年 8 月 1 日全大教旅費改正施行に伴い 2006 年 9 月 2 日中央執行委員会におい改正承認)
- * 2008 年 9 月 長野市, 上田市からは実費として新幹線利用の旅費を適用する。
『特急(指定)』は繁忙期の金額(2014 年 7 月)

組合職員の雇用に関する内規

- 第1条 この内規は組合規約第33条第1項に基づき、組合職員の雇用について定める。
- 第2条 組合職員は事務局長の指示に従って、教職員共済事務を含む信州大学教職員組合の事務全般の業務を行う。
- 第3条 勤務日および勤務時間は、本人と相談のうえで定める。
- 第4条 時給は勤続年数などを考慮して、中央執行委員会で定める。毎月の支給額は第3条に基づいて決めた勤務日および勤務時間より次の表のよう算出される。

| | |
|------------|--|
| 1週間の勤務日数 | ㉑日/週 |
| 1日の勤務時間 | ㉒時間/日（出勤時間）～（終業時間） 昼休み 12:00～13:00 は勤務時間から除く |
| 勤務時間/月(目安) | ㉔時間/月 = ㉒ × ㉑ × 4週 |
| 勤務時間/年(目安) | ㉕時間/年 = ㉔ × 12月 |
| 時給 | ㉖円/時間 |
| 年間の賃金(目安) | ㉖ × ㉕ |
| 夏季一時金(6月) | ㉖ × ㉔ |
| 冬季一時金(12月) | ¥50,000（一律） |
| 通勤手当 | 片道2kmを超える分については実費を支給する。 自家用車の場合、駐車場料金は組合が支払う。 |
| 賃金締切り及び支払日 | 毎月最終勤務日 |
| 退職金 | 退職時の月給に勤務年数㉗をかける。 退職金 = ㉖ × ㉔ × ㉗ |

年間賃金は組合の年間予算作成のための目安、退職金は退職積立金の目安として計算し、必要額を準備する。

- 第5条 昇給については、組合の財政状況及び他大学の組合書記の待遇を考慮して、中央執行委員会で定める。
- 第6条 休日および休暇は【信州大学非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程】に従う。但し、年次有給休暇とは別に、大学の夏季一斉休業期間中の勤務日は有給の特別休暇とする。
- 第7条 契約の更新は可能とし、その判断基準は厚生労働省基準によるとする。
労働契約法第18条に従い、勤務年数が5年を超えた場合、無期雇用への希望を出すことができる。

附則 この内規は2015年5月23日から施行する。

中央執行委員会の運営に関する要項

- 第1条 この要項は、組合同規約第29条第1項第⑤号に基づき、中央執行委員会を構成する3役と中央執行委員の役割について定める。
- 第2条 3役および中央執行委員の役割は以下のように分担する。
- 2 中央執行委員長の役割は以下とする。
 - ① 中央代議員会の開催に必要な事項(日程調整, 議案書作成, 当日の役割分担, 活動報告作成)
 - ② 中央執行委員会の開催に必要な事項(日程調整, 議題の準備)
就任直後にSUNSの予約ができるようにしておく。
 - ③ 中央執行委員会の議事進行および報告
 - 3 中央執行副委員長の役割は以下とする。
 - ① 中央執行委員長に事故ある時はその職務を代行する。(規約第29条第1項第②号)
 - ② 外部団体または個人への対応(出張を伴う場合) ただし、出張に伴う移動を考慮して他の中央執行委員に代わることは可能とする。
 - 4 事務局長の役割は以下とする。
 - ① 事務局の運営(規約第23条および第29条第1項第③号)
 - ② 法人との窓口
 - ③ 外部団体または個人への対応(事務局への来客, 連絡, 郵便物があつた場合)
 - ④ 合同職場懇談会の開催に必要な事項(日程調整, 当日の計画)
 - ⑤ 選挙の広報活動(組合そくほうの発行)を選挙管理委員会と協議して行う。
 - 5 3役は可能な限り団体交渉および法人職員連絡会に参加する。
 - 6 3役は団体交渉の交渉事項ごとに担当者を中央執行委員(3役を含む)の中から選び、選ばれた中央執行委員が中心となって団体交渉に臨む。
 - 7 中央執行副委員長または事務局長に事故ある時は残りの3役が代行する。
 - 8 上記第1, 2, 3, 4, 5項について対応できる3役がない場合(欠員ではないが、対応できる状況にない場合)は、3役が中央執行委員の中から臨時の対応者を決める。
 - 9 新任教職員の勧誘は3役と中央執行委員および各支部で対応するが、法人が松本キャンパスで実施する新任教職員ガイダンスは、松本キャンパスの役員を中心に対応する。
 - 10 相談者への対応は3役と、その相談者が所属する部局の支部の中央執行委員が、当該支部と協力して対応する。
 - 11 その他、組合として対応すべきことが生じた場合には3役および中央執行委員で協議し、対応する。
- 第3条 組合活動の結果を『組合そくほう』で組合員等に報告する場合、その活動を担当し

た役員が原稿を作成し、事務局に発行依頼をする。

第4条 SUNS を利用する場合で、旭会館の会議室を使う場合には、本部3階で鍵を借りる。

第5条 全大教のメーリングリストへの投稿に備えて、個人で登録を行うとよい。組合としては登録しているが、そのアカウントでは投稿できないし、添付資料の閲覧も制限されるため。

選挙管理委員会の運営に関する要項

第1条 この要項は、組合同約第26条第1項に基づき、選挙管理委員会が「役員選挙および全組合員投票に関する規程」第2条第5項に定められた業務を遂行するにあたり必要となる事項を定める。

第2条 選挙管理委員の役割は以下のように分担する。

- ① 選挙管理委員長は、選挙の全責任を負う。
- ② 選挙管理副委員長は、選挙管理委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- ③ 選挙管理委員長は、選挙実施の日程調整について選挙管理委員と協議し、日程を事務局に連絡する。
- ④ 役員選挙の際には選挙管理委員は、所属する支部の候補者に立候補届の提出を求める。候補者からの立候補届を受け取った場合は、事務局に提出する。
- ⑤ 選挙公報は、選挙管理委員全員で間違いがないことを確認した後に発行する。
- ⑥ 選挙管理委員長は、役員選挙の結果を定期大会で報告する。